

公立大学法人大分県立看護科学大学職員の住居手当の支給に関する細則

平成18年 4月 1日
規程第 41号

(目的)

第1条 この細則は、公立大学法人大分県立看護科学大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定に基づき、職員の住居手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用除外職員)

第2条 給与規程第12条第1項第1号の理事長が別に定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 大分県その他理事長が別に定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員
- (2) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者（給与規程第9条に規定する扶養親族で同規程第10条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び次条第2号に掲げる住宅並びに理事長がこれらに準じると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

(配偶者が居住するための住宅から除く住宅)

第3条 給与規程第12条第1項第2号の理事長が別に定める住宅は、第2条第1号に規定する職員宿舎及び同条第2号に規定する住宅とする。

(均衡職員の範囲)

第4条 給与規程第12条第1項第2号の理事長が別に定める職員は、公立大学法人大分県立看護科学大学職員の単身赴任手当の支給に関する細則第5条に該当する職員（以下「単身赴任手当均衡職員」という。）で、同条第2号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動の直前の住居であった住宅（前条に規定する宿舎及び住宅を除く。）又はこれに準じるものとして理事長が別に定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。

(届出)

第5条 新たに給与規程第12条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、理事長が定める住居届により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに理事長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第6条 理事長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与規程第12条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を理事長が定める様式の住居手当認定簿に記載するものとする。

(家賃の算定の基準)

第7条 第5条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、理事長は、別に定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

(支給の始期及び終期)

第8条 住居手当の支給は、職員が新たに給与規程第12条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第5条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第9条 理事長は、現に住居手当の支給を受けている職員が給与規程第12条第1項の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

(その他)

第10条 この細則の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。